福山市歯周病検診事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、健康増進法に基づき行う福山市歯周病検診事業（以下「事業」という。）の実施について、必要事項を定めることにより、歯周病の早期発見及び予防に資することを目的とする。

（対象者）

第２条　事業の対象者は、満２０歳、満３０歳、満４０歳、満５０歳、満６０歳及び満７０歳の福山市に住所を有する者とする。

（事業の周知）

第３条　事業の対象者に対し、はがき等で個別に通知を行うとともに、広報「ふくやま」・ホームページ等で事業の周知徹底を図るものとする。なお、この事業の目的を踏まえ、関係機関は対象者へ事業の周知に努め、受診を勧奨するものとする。

（実施回数）

第４条　事業は、第２条に掲げる対象者が次の誕生日の前日までの期間内に１回実施できるものとする。

（実施方法）

第５条　福山市が委託した検診実施医療機関（以下「実施機関」という。）において随時に実施する個別方式とする。

（検診の申し込み方法）

第６条　事業の希望者は、直接、実施機関に申し込みをするものとする。

（検診内容）

第７条　事業の内容は次のとおりとする。

（１）　問診

歯・口腔に関する自覚症状及び日常の歯・口腔の健康に関連する生活習慣等について聴取する。

（２）　口腔内検査

ア　現在歯及び喪失歯の状況

残存歯及び喪失歯の状態について把握を行う。

イ　歯周組織の状況

歯肉及び歯槽骨の状態について把握を行う。

ウ　口腔清掃状況

歯垢（プラーク）・歯石の付着状態について把握を行う。

エ　その他の所見

歯及び歯周組織以外の状態について把握を行う。

（３）　検診結果の判定

「異常なし」、「要指導」及び「要精密検査」に区分する。

（４）　記録の整備

問診票（様式１号）及び検診票（様式２号①②③複写/①福山市提出用②医療機関控え③検診結果のお知らせ）の項目に従い記録を行う。

（結果通知及び歯科保健指導）

第８条　実施機関は、事業終了後直ちに「歯周病検診結果のお知らせ」（様式２号③）に基づき次の内容で説明及び指導を行うものとする。

（１）　異常なし

未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、CPI 個人コードが歯肉出血 0、歯周ポケット 0 の者

良好な状態であるため、歯・口腔に関する生活習慣を継続するよう指導を行う。

（２）　要指導

未処置歯、要補綴歯、その他の所見が認められず、下記の項目に１つ以上該当する者

ア　CPI 個人コードが歯肉出血１かつ歯周ポケット０の者

イ　口腔清掃状態が不良の者

ウ　生活習慣や基礎疾患(糖尿病を除く)、歯科医療機関の受診状況等、指導を要する者

上記の項目を改善するため、歯みがき方法や生活習慣病予防等の指導を行う。

（３）　要精密検査

以下の項目に１つ以上該当し、さらに詳しい検査や治療が必要な者

ア　歯石の付着がある者

イ　CPI 個人コードが歯周ポケット１

ウ　CPI 個人コードが歯周ポケット２

エ　未処置歯あり

オ　要補綴歯あり

カ　糖尿病の治療を行っている(または糖尿病の指摘を受けた）者

キ　習慣的に喫煙している者

ク　生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する者

ケ　その他の所見あり（さらに詳しい検査や治療が必要な場合）

詳しい検査や治療が必要であることについて指導を行う。

（受診者負担金）

第９条　受診者負担金は徴収しない。

（実施報告）

第１０条　実施機関は、事業を実施した日の属する月の翌月１０日までに問診票（様式１号）及び検診票（様式２号①）を所属歯科医師会に提出するものとする。

（記録の整備）

第１１条　福山市は、事業を受けた者の名前、年齢、判定結果等を記録し保管するものとする。

附則　この要領は、２００７年（平成１９年）５月１１日から施行する。

この要領は、２００８年（平成２０年）４月１日から施行する。

この要領は、２０１０年（平成２２年）４月１日から施行する。

この要領は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行する。

この要領は、２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。

この要領は、２０２０年（令和２年）４月１日から施行する。

この要領は、２０２２年（令和４年）４月１日から施行する。

この要領は、２０２３年（令和５年）４月１日から施行する。

この要領は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

この要領は、２０２５年（令和７年）４月１日から施行する。

この要領は、２０２６年（令和８年）４月１日から施行する。